



子どもの医療費がかかる



子育て支援サービス

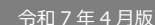


子育てで困ったことはありませんか？
年齢・状況に合わせた子育て支援サービスをご利用できます。
まずはご相談ください。

西ノ島町役場 健康福祉課 ☎ 08514-6-0104



残業、休日出勤や出張で不在になる



電子データは上記 QR より

妊 婦			0 歳～2 歳			3 歳～6 歳			7 歳～12 歳 小学生			13 歳～15 歳 中学生			16 歳～18 歳 高校生等			
支援サービス				①通常保育						⑧放課後児童クラブ								
							②教育標準時間保育											
							③一時預かり保育											
				④一時保育														
				⑤病児・病後児保育														
				⑥子育て短期支援														
				⑦障がい児保育														
				⑨子育て支援センター														
				⑩子育てサロン														
				⑪産前・産後ヘルパー派遣														
			⑫子育て世代包括支援センター（相談窓口）															
助成事業				⑬保育料軽減														
				⑭保育施設 副食費・主食費助成														
	⑮出産準備金																	
	⑯妊婦支援給付金																	
				⑰児童手当														
	⑱妊婦等宿泊施設利用助成																	
	⑲妊婦産婦乳児個別健診助成																	
				⑳予防接種等接種費用償還払														
				㉑子育て支援医療費補助金														
	㉒不妊治療費等助成			㉓町外通院費補助金														
㉔しまね子育て応援パスポート（ママ）			㉔しまね子育て応援パスポート：こころカード															
			㉕チャイルドシートの貸出し・購入費の助成															

	事業名	内 容	実施日	対 象	利用料	利用方法	問い合わせ先
支援サービス	①通常保育	共働き等で昼間の保育ができない家庭の児童をお預かりします。	月～金曜、土曜(※午後からは条件あり)	小学校就学前の児童	世帯の町民税（所得割額）により決定	役場 健康福祉課へ申込書を提出してください。	役場 健康福祉課 ☎6-0104
	②教育標準時間保育	小学校に入学する前に集団保育を経験させたい家庭の児童をお預かりします。	月～金曜(午前のみ)	満3歳以上～小学校就学前の児童		シオンこどもえんへ申込書を提出してください。	シオンこどもえん ☎7-8411
	③一時預かり保育	保護者の所用等により、午後からの保育が必要な時にお子さまをお預かりします。	随時（午後のみ）	教育標準時間保育（1号認定）利用の児童	30分：100円	利用を希望する2日前までに各保育施設へお申込みください。	シオンこどもえん ☎7-8411 みた保育園 ☎6-0450
	④一時保育	保育施設を利用していない児童の保護者が、就労や傷病、育児疲れ等により一時的に保育が必要なときにお子さまをお預かりします。	随時	小学校就学前の児童	30分：100円 給食費1回：400円	利用を希望する1週間前までに利用希望の保育施設へ直接ご連絡ください。 ※緊急の場合はご相談ください。	シオンこどもえん ☎7-8411 みた保育園 ☎6-0450 ※ただし、町外の方で初めて利用される方は役場健康福祉課 ☎6-0104までお問合せください。
	⑤病児・病後児保育	お子さまが病気または病気の回復期等であり、集団保育が困難な場合、病院に付設された専用スペースにおいて一時的にお預かりします。		生後6ヶ月～小学校3年生までの児童	①病児保育 1日：1,000円 半日：500円 ②病後児保育 1日：500円	隠岐島前病院へ電話連絡をし、必要書類を提出してください。	隠岐島前病院 ☎7-8211
	⑥子育て短期支援	保護者が急病その他の理由で児童を養育できないとき、子育てサポーターが一定期間養育・保護を行います。		就学前または小学生がいる家庭で、保護者の急病その他の理由で養育できない児童のいる家庭	世帯の町民税（課税状況）と利用時間により決定	役場 健康福祉課へご相談ください。	役場 健康福祉課 ☎6-0104
	⑦障がい児保育	障がいのある児童を保育します。		障がいのある児童		役場 健康福祉課へご相談ください。	役場 健康福祉課 ☎6-0104
	⑧放課後児童クラブ	昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや活動の場を提供します。	①小学校開校日 月～金曜 下校時～18:00 ②小学校休校日 7:45～18:00	小学生	月額：6,000円 登録料：800円 ※通年利用以外・長期休暇は別料金	教育委員会へ申込書を提出してください。	教育委員会総務教育係 ☎6-0171
	⑨子育て支援センター・シオン	シオンこどもえんに隣接した施設において、育児相談や親子の交流などを行います。	子育てひろば 月・火・水・金曜 9:00～12:30 子育て相談室 月～金曜 9:00～14:00	子育て家庭や妊娠中の方など	無料（材料代など実費徴収あり）	申込不要。 実施日に子育て支援センターへ気軽ににお越しください。	子育て支援センター シオン ☎7-8566 ☎090-4577-8472
	⑩子育てサロン	気軽に集まって息抜きできる場を提供します。	毎週木曜 9:00～12:00	子育て家庭や妊娠中の方など	1回：100円	申込不要。 実施日に美田コミュニティセンターへ気軽にお越しください。	西ノ島町 社会福祉協議会 ☎6-1470
	⑪産前・産後ヘルパー派遣事業	ヘルパー派遣により、家事（買い物・調理・掃除・洗濯等）の支援を受けることができます。	随時	妊娠中または出産後3ヶ月までの産婦で、日中支援してくれる人がいない方	30分：250円	役場 健康福祉課へご相談ください。	役場 健康福祉課 ☎6-0104
	⑫児童相談窓口	児童虐待や非行など児童に関する相談を受け付けます。	随時	18歳以下の児童		役場 健康福祉課へご相談ください。	役場 健康福祉課 ☎6-0104

	事業名	内 容	対 象	助成額	助成申請に必要なもの	問い合わせ先
助成事業	⑬保育料軽減	保育料を軽減します。	①第2子以降の園児（4月1日時点で0～2歳児） ②UIターナー者	①第2子以降の園児 生計を一にする児童が2人以上いる世帯の第2子以降の園児を対象に、保育料の1/2～全額（階層により異なります。）を軽減。 ②UIターナー者 転入してから1年間保育料を1/2軽減。		役場 健康福祉課 ☎6-0104
	⑭副食費・主食費助成	保育施設に通う3歳以上の児童の副食費・主食費を助成します。	町内に住所を有し、保育施設に通う4月1日時点で年齢が3歳以上の児童	副食費・主食費の全額	★町外の保育施設を利用した際、副食費・主食費の立替払いをした場合 ①申請書 ②印鑑 ③副食費・主食費を支払った領収書等	
	⑮出産準備金	出産にかかるご家庭の交通費等を助成します。	町内に住所を有する妊婦の方 ただし次の場合は助成額が異なる。 ①妊娠後に西ノ島町へ転入した妊婦 ②出産前に転出した妊婦	妊婦一人につき：150,000円 ①妊娠後に西ノ島町へ転入した妊婦：100,000円 ②出産前に転出した妊婦：50,000円	①申請書 ②医療機関名、医師または助産師名、出産予定日が記載された証明書	
	⑯妊婦支援給付金	全ての妊婦の経済的負担を軽減します。	西ノ島町に住所を有する妊婦の方	妊婦一人につき：50,000円 胎児の数一人につき：50,000円	役場 健康福祉課へご相談ください。	
	⑰児童手当	家庭等の生活の安定に寄与すること、また児童の健やかな成長のための助成です。	0歳～高校生年代までの児童を養育している方	①3歳未満(第1子・2子)：15,000円 ②3歳～高校生年代(第1子・2子)：10,000円 ③0歳～高校生年代(第3子以降)：30,000円	役場 町民課へご連絡ください。	役場 町民課 ☎6-0103
	⑱妊婦産婦乳児個別健診助成	健診費用の一部を助成します。 妊娠届により、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を貼付した母子健康手帳別冊を交付します。	妊婦、産婦及び乳児	①妊婦健診 14回 ②産婦健診 2回 ③乳児健診 2回	①母子健康手帳 ②受診結果が記載された健康診査受診票 ③印鑑 ④医療機関発行の領収証 ⑤申請者の振込口座の通帳	役場 健康福祉課 ☎6-0104
	⑲妊婦等宿泊施設利用助成	分娩待機のために宿泊施設を利用する妊婦の方に対し、宿泊費の一部を助成します。	町内に住所があり、本土または隠岐の島町の医療機関で出産するために宿泊施設を利用する妊婦の方	妊婦一人につき ①レインボープラザ利用の場合：2,000円 ②上記以外の宿泊施設利用の場合：3,000円/1泊	①レインボープラザ利用の場合：申請書 ②上記以外の宿泊施設利用の場合：申請書、宿泊施設の領収証	
	⑳予防接種等接種費用償還払	県外の医療機関で自己の負担で予防接種を受けた際、償還払いにより町が予防接種費を助成します。	出産等で概ね3ヶ月程度里帰りをしている者（長期療養による入院は除く。）	予防接種費用の全額	接種前：予防接種実施依頼書交付申請書 接種後：①領収書 ②予診票 ③母子健康手帳等	
	㉑子育て支援医療費補助金	高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日）までの医療費を助成します。※保険適用部分のみ	①高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日）までの児童 ②20歳未満の者のぜんそく等11疾患群にかかる入院（所得制限あり。）	①高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日）までの児童：無料 ②20歳未満の入院：15,000円（自己負担上限額）	①医療機関の領収証または診療明細書 ②保険証 ③印鑑 ④申請者の振込口座の通帳	
	㉒不妊治療費等助成	不妊治療等（一般不妊治療、生殖補助医療、生殖補助医療と先進医療の併用の治療、保険適用外診療、不育症治療）にかかる医療費の一部を助成します。	戸籍上婚姻・事実婚姻係で夫婦共に町内に住所があり、治療初日の妻の年齢が43歳未満の方で以下の治療を受けた方。	不育症以外の治療：治療費用から他の助成を除いた額（1年につき150,000円を上限） 不育症治療：治療費用から他の助成を除いた額（1度の妊娠につき150,000円を上限）	役場 健康福祉課へご相談ください。	
	㉓町外通院費補助金	町外の医療機関で治療が必要方へ通院にかかる交通費・宿泊費の一部を助成します。	①町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた中学校修了前までの児童及び必要な付添者（1名限り。） ②不妊治療を受ける方	定額の半額 ※領収書等の提出が必要。	①医療機関の領収書または診療明細書 ②宿泊施設の領収書（利用した場合のみ） ③印鑑 ④申請者の振込口座の通帳	
	㉔しまね子育て応援パスポート	子育てパスポート（こころカード）を交付します。協賛店でパスポートを提示すると各種サービスが受けられます。	①子育て家庭 ②妊婦中の方	 協賛店については、島根県のホームページでご確認ください。	次の場合のみ提示資料が必要 ①妊娠中の方：母子健康手帳 ②お子さまが同居されていない場合：健康保険証等親子関係と養育関係がわかるもの。	購入：役場総務課☎6-0101 貸出：交通安全協会☎6-0899
	㉕チャイルドシートの貸出し・購入費の助成	チャイルドシートの貸出しや、購入費の助成をします。	子育て家庭	 ①町内で購入 購入費の2/3(15,000円上限) ②町外で購入 購入費の1/2(10,000円上限) ③貸出 無料		